

アニマルウェルフェアの考え方に対応 した家畜の飼養管理指針について

農林水産省生産局畜産部畜産振興課

菅谷 公平

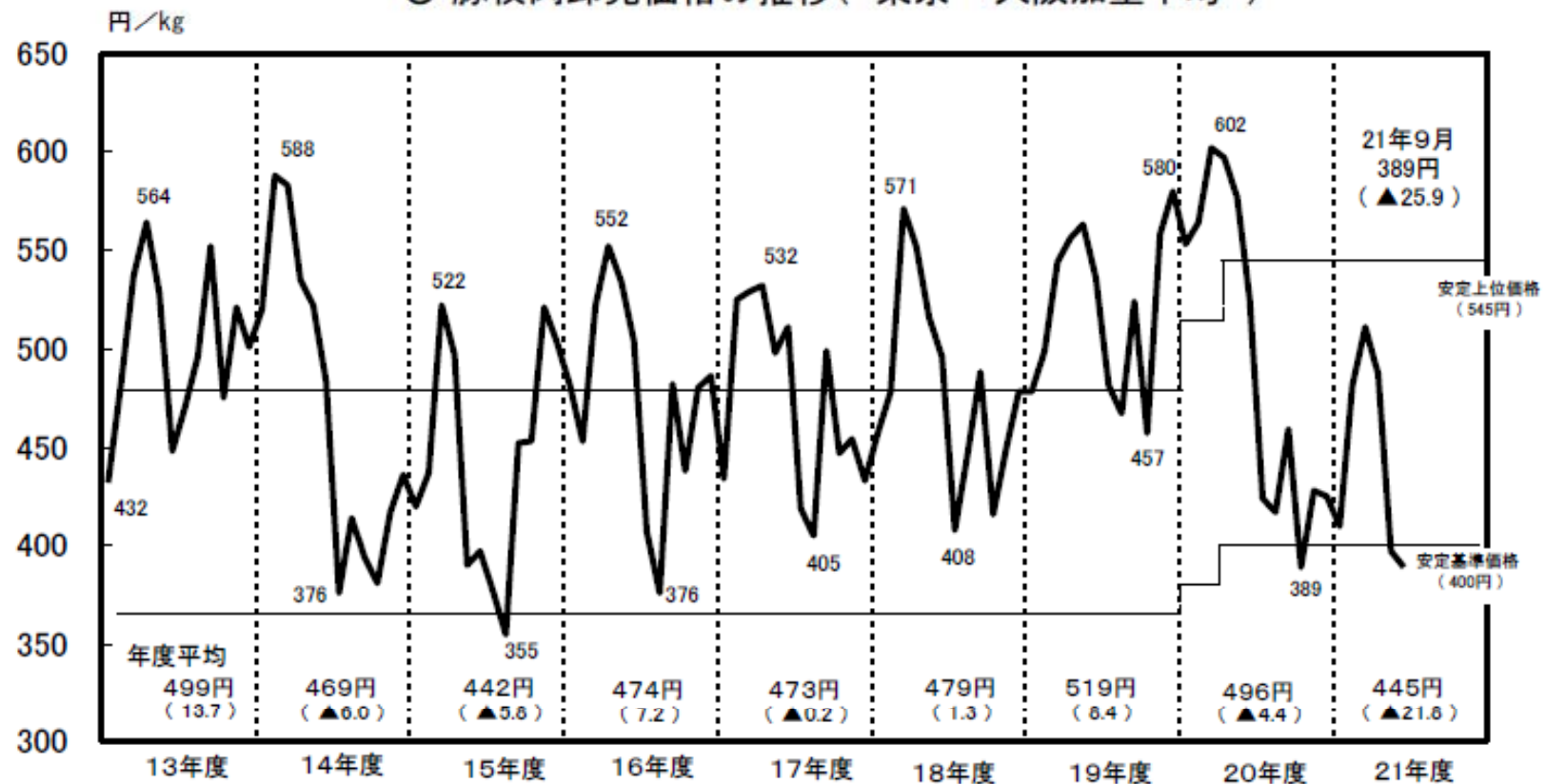
○ 配合飼料価格の推移



注：畜産振興課「流通飼料価格等実態調査」による実績値である。

○ 豚肉卸売価格の推移

○ 豚枝肉卸売価格の推移(東京・大阪加重平均)



資料:農林水産省「畜産物流通統計」

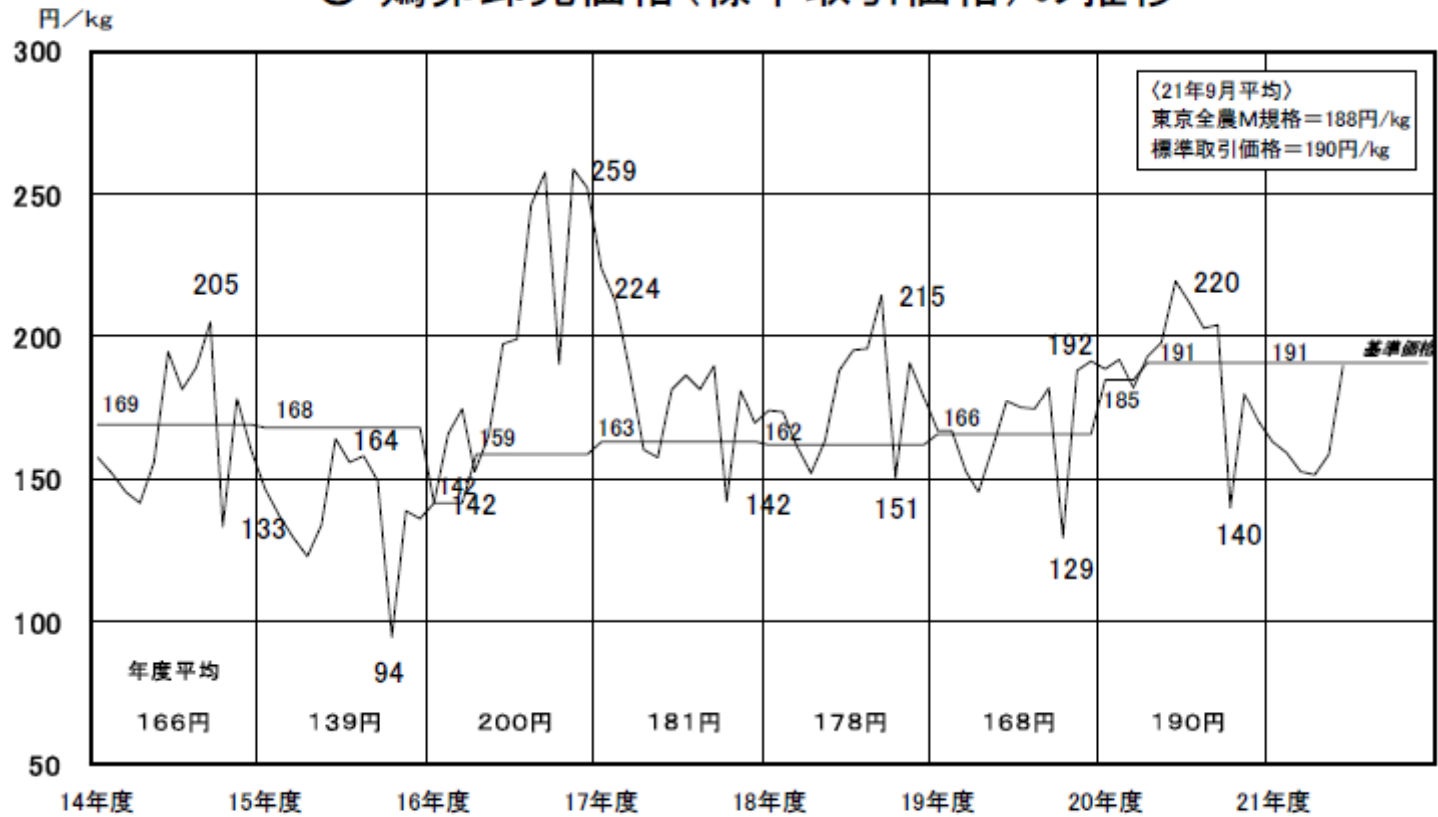
注1:価格は東京及び大阪の中央卸売市場における「極上・上」規格の加重平均値(省令価格)

注2:()内は対前年度騰落率(21年度は対前年同期比(4~9月))

注3:21年9月分は速報値

○ 鶏卵卸売価格の推移

○ 鶏卵卸売価格(標準取引価格)の推移



資料: 全国鶏卵価格安定基金調べ

◎ 産業動物における「アニマルウェルフェア」とは？

- ≡ 動物愛護？
- ≡ 動物福祉？
- ≡ 放し飼い？
- ≡ 放牧？
- ≡ ペットのように飼うこと？
- ≡ 新しい販売戦略？

◎ “Animal Welfare”をめぐる海外の動き(1)

【EU】

“イギリスで提起された「5つの自由」を中心に“Animal Welfare”の概念が普及”

- 農業目的で飼育される動物の保護のための欧州協定(1976年)
 - 農業目的で飼育される動物の保護のための理事会指令(1998年)
 - 採卵鶏の保護のための最低基準を定める理事会指令(1999年)
 - 豚の保護のための最低基準を定める理事会指令(1991年)
 - 子牛の保護のための最低基準を定める理事会指令(1991年)
- ※ 理事会指令により、加盟国に対し、本指令の遵守に必要な法制度の発効を義務付け。

◆(参考)2010年までWQ(Welfare Quality)プロジェクトを実施し、認証、ブランド化を計画

◎ “Five Freedoms” (5つの自由)

① 飢餓と渇きからの自由

“ Freedom from hanger and thirst “

② 苦痛、傷害又は疾病からの自由

“ Freedom from pain, injury and disease “

③ 恐怖及び苦悩からの自由

“ Freedom from fear and distress “

④ 物理的、熱の不快感からの自由

“ Freedom from discomfort “

⑤ 正常な行動ができる自由

“ Freedom to express normal behaviour ”

◎ “Animal Welfare”をめぐる海外の動き(2)

【米国】

生産者団体が自主的に畜種別のガイドラインを策定

- 鶏卵生産者連盟 「採卵鶏飼育ガイドライン」(2000年)
- 全米鶏肉協議会 「動物福祉ガイドライン」(1999年)
- 全米養豚協会 「養豚飼養ハンドブック」(1996年)
- 全米肉牛生産者協会 「肉用牛飼養規範」(1996年)
- 全米酪農生産者連盟 「乳牛飼養技術ガイドライン」(2002年)

【カナダ】

生産者団体が中心となり、流通小売団体、動物福祉団体等から構成される委員会において「飼養管理規範」を策定

◎ “Animal Welfare”をめぐる海外の動き(3)

【OIE(国際獣疫事務局)】

- 2002年より、“Animal Welfare”についての作業部会を設置。
- これまで、
 - ・ 動物の陸送に関わるガイドライン
 - ・ 動物の海上輸送に関わるガイドライン
 - ・ 食用のための動物のと畜についてのガイドライン
 - ・ 疾病コントロールのための人道的な動物の殺処分についてのガイドラインを策定。
- 2010年までに畜舎及び飼養管理についてのガイドラインを検討予定。

◎ 動物愛護管理法(動物の愛護及び管理に関する法律)

目的

- 【愛護】動物愛護の気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操を涵養
- 【管理】動物による人の生命、身体及び財産への侵害防止

基本原則

- 「動物は命あるもの」であることを認識し、人間と動物が共に生きていける社会を目指す
- 動物の習性を知った上で適正に取り扱う
 - ◆動物の飼い主の責任
 - ◆動物の飼養及び保管等に関するガイドライン
 - ◆動物取扱業者の規制
 - ◆周辺生活環境の保全
 - ◆特定動物(危険な動物)の飼養規制
 - ◆犬及びねこの引取り等
 - ◆国や地方公共団体の取組み

【 産業動物の飼養及び保管に関する基準 】

公布日：昭和62年10月9日

総理府告示22号

第1 一般原則

管理者及び飼養者は、産業動物の生理、生態、習性等を理解し、かつ、愛情をもって飼養するように努めるとともに、責任をもってこれを保管し、産業動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するように努めること。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業動物 産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管しているほ乳類及び鳥類に属する動物をいう。
- (2) 施設 産業動物の飼養又は保管を行うための施設をいう。
- (3) 管理者 産業動物及び施設を管理する者をいう。
- (4) 飼養者 産業動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

第3 産業動物の衛生管理及び安全の保持

1 管理者及び飼養者は、産業動物の適正な飼養又は保管を行うため、産業動物の衛生管理及び安全の保持に関する知識と技術を習得するように努めること。

2 管理者は、産業動物の飼養又は保管に当たっては、必要に応じて衛生管理及び安全の保持に必要な設備を設けるように努めること。

3 管理者及び飼養者は、産業動物の疾病の予防及び寄生虫の防除のため、日常の衛生管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した産業動物に対しては、速やかに適切な措置を講じ、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めること。

4 管理者及び飼養者は、産業動物の使役等の利用に当たっては、産業動物の安全の保持及び産業動物に対する虐待の防止に努めること。

第4 導入・輸送に当たっての配慮

- 1 管理者は、施設の立地、整備状況及び飼養能力を勘案し、産業動物を導入するように努めること。
- 2 管理者は、施設への産業動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な衛生検査を行うように努めること。
- 3 産業動物の輸送に当たる者は、その輸送に当たっては、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めるとともに、産業動物による事故の防止に努めること。

第5 危害防止

- 1 管理者は、産業動物からの疾病にかかることを予防するため、管理者及び飼養者の健康について必要な健康管理を行うように努めること。
- 2 管理者及び飼養者は、産業動物が施設から脱出しないように配慮すること。
- 3 管理者は、地震、火災等の非常災害が発生したときは、速やかに産業動物を保護し、及び産業動物による事故の防止に努めること。

第6 生活環境の保全

管理者及び飼養者は、産業動物の排せつ物の適切な処理、産業動物による騒音の防止等生活環境の保全に努めること。

第7 補則

管理者及び飼養者は、ほ乳類及び鳥類に属する動物以外の動物を産業等に利用する場合においても、この基準の趣旨に沿って措置するように努めること。

◎ アニマルウェルフェアについての農林水産省の取組み

18年度「快適性に配慮した家畜の飼養管理に関する勉強会」

【基本的な考え方】

- 1 国際的な枠組みに対応した我が国独自の取組み
- 2 日常の飼養管理の改善を基本とした取組み
- 3 ペットなどと異なる家畜の役割
- 4 食料・農業・農村に関する施策との調和

「アニマルウェルフェア」

学会等でカタカナ表記しているのに準じて「アニマルウェルフェア」と表記し、その意味を「快適性に配慮した家畜の飼養管理」と定義して議論

アニマルウェルフェアに対応した家畜の飼養管理に関する検討会

アニマルウェルフェアに関する国際的な動きに対応するため、我が国の実情を踏まえ、家畜別にアニマルウェルフェアに対応した飼養管理の検討を行う

事業実施期間：平成19年～22年度

推進委員会

(構成) 学識経験者、生産者、消費者、動物愛護団体 等

○目的:アニマルウェルフェアに関する飼養管理の検討及び家畜別飼養管理指針のとりまとめを行う

○活動内容

- ①家畜別分科会の検討への指導及び分科会間の調整
- ②家畜別飼養管理指針の検討

分科会

(構成) 畜種別有識者(生産者、畜産施設業者、学識経験者等)
(畜種) 採卵鶏、豚、ブロイラー、乳用牛、肉用牛、馬

○目的:飼養管理指針(案)の作成

○活動内容

- ①アニマルウェルフェアに関する飼養管理等のあり方の検討
- ②飼養管理実態調査及び試行試験の実施
- ③飼養管理指針(案)の作成

科学的知見分析グループ

(構成) 学識経験者

○目的:科学的知見の整理

○活動内容

- ①家畜別の科学的知見に関する情報収集及び分析
- ②取り組む必要のある調査・研究の検討

指導
分科会間の調整



飼養管理指針(案)の提示

科学的知見等の提供



科学的知見等
の提供



科学的知見等
の分析依頼

家畜別スケジュール表

畜種	H19	H20	H21	H22
採卵鶏		<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center;">飼養管理の検討 (実態調査、試行試験の実施)</div> ➔ <div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; background-color: #e0ffe0;">飼養管理指針</div>		
豚		<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center;">飼養管理の検討 (実態調査、試行試験の実施)</div> ➔ <div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; background-color: #e0ffe0;">飼養管理指針</div>		
ブロイラー		<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center;">飼養管理の検討 (実態調査、試行試験の実施)</div> ➔ <div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; background-color: #e0ffe0;">飼養管理指針</div>		
乳用牛		<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center;">飼養管理の検討 (実態調査、試行試験の実施)</div> ➔ <div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; background-color: #e0ffe0;">飼養管理指針</div>		
肉用牛			<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center;">飼養管理の検討 (実態調査、試行試験の実施)</div> ➔ <div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; background-color: #e0ffe0;">飼養管理指針</div>	
馬			<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center;">飼養管理の検討 (実態調査、試行試験の実施)</div> ➔ <div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; background-color: #e0ffe0;">飼養管理指針</div>	

アニマルウェルフェアの考え方に対応した 採卵鶏の飼養管理指針について

第1 一般原則

- 「アニマルウェルフェア」を「快適性に配慮した家畜の飼養管理」と定義。
- 家畜を快適な環境で飼うことは、家畜が健康であることによる安全・安心な畜産物の生産につながり、また、家畜の持っている能力を最大限に発揮させることにより、生産性の向上にも結びつくもの。
- アニマルウェルフェアへの対応において、最も重視されるべきは、施設の構造や設備の状況ではなく、日々の家畜の観察や記録、家畜の丁寧な取扱い、良質な飼料や水の給与等の適正な飼養管理により、家畜が健康であること。
- 今後、本指針を基に、生産者団体が自主的なガイドラインを作成すること等により、アニマルウェルフェアに生産者が積極的に取り組み、さらには、行政機関においても、本指針を活用して、アニマルウェルフェアの取組を生産者等に積極的に普及啓発することを期待。消費者や食品流通業者等に対しては、畜産の実態を含めて正しい情報提供に努め、理解の醸成を図ることも重要。

(参考)「5つの自由」について

「①飢餓と渇きからの自由」、「②苦痛、傷害又は疾病からの自由」、「③恐怖及び苦悩からの自由」、「④物理的、熱の不快感からの自由」のように、家畜の健康及び生産性と密接に関連することから、わが国でも受け入れられやすいものもあり、これらについては本指針でも考慮して作成。

「⑤正常な行動ができる自由」、例えば、採卵鶏における砂浴び行動等（豚：ルーティング（鼻先で土やワラ等を掘り返す行動））は、鶏（豚）の中に強い行動欲求があることが知られており、アニマルウェルフェアを考える上で重要な要素である。一方で、これらの行動に対応する飼養方式への変更にはコストがかかり、最終的には消費者負担の上昇を招かざるを得ないことや生産性との関連は必ずしも明らかでないこと等から、産業としてわが国の畜産を考えた場合、どのように位置づけていくべきか、今後、さらに議論や研究が必要。

第2 採卵鶏の飼養管理

1 管理方法

① 観察・記録

鶏が快適に飼養されているかどうかを確認するための観察の必要性・重要性、観察する際のチェックポイント等

② 鶏の取扱い

不要なストレスを与えたり、けがをさせないように丁寧に扱うこと、ケージから鶏を取り出す場合の留意点等

③ 羽つつき防止(ビークトリミング)

羽つつきの発生を未然に防止する方法、やむを得ずビークトリミングを行う際の留意点等

④ 誘導換羽(休産)

休産のメカニズム、誘導換羽を行う場合の留意事項等

⑤ 病気、事故等の措置

けがをしたり、病気にかかっているおそれのある鶏は可能な限り迅速に治療を行うこと、著しい生育不良や虚弱な鶏は安楽死も検討すること等

⑥ 鶏舎等の清掃・消毒

建物、器具の洗浄・消毒、清潔に保つことの必要性等

- ⑦ 有害動物等の防除・駆除
ネズミやハエ、カ等の有害動物の侵入防止・駆除の必要性等
- ⑧ 種鶏の飼養管理
雄の種鶏については、交配時に雌鶏にけがをさせないため、内側の鉤爪の先端部分を除去することも有用であること等
- ⑨ 管理者等のアニマルウェルフェアへの理解の促進
鶏にとって快適な飼養環境を整備することの重要性や必要性を理解し、鶏の異常等を発見した場合に速やかに改善対策を講じるよう努めること、鶏の快適性を高めるための飼養管理方式等の知識の習得に努めること等

2 栄養

- ① 必要栄養量・飲水量
発育段階等に応じた適切な栄養素を含んだ飼料及び新鮮な水を給与する必要性、留意すべき事項等
- ② 飼料・水の品質の確保
給餌器や給水器を定期的にチェック及び清掃を行うこと、ネズミ、野鳥等の野生動物の侵入防止に努めること等

③ 給餌・給水方法

過剰な闘争が起こらないよう、給餌条件に応じて、全ての鶏が必要な飼料・水を摂取できるよう十分なスペースの確保に努めること、飼料は少なくとも一日一回給与するとともに、給餌時間を可能な限り同じ時間とすること等

3 鶏舎

開放型鶏舎、閉鎖型(ウインドウレス)鶏舎等の特徴等

4 飼養方式、構造、飼養スペース

① 飼養方式

ケージ方式、平飼い方式等の特徴等

② 構造

簡単に清掃・消毒ができ、交換が容易な材料を用いること、推奨されるケージの高さ、傾斜度等

③ 飼養スペース

海外の知見から推奨される1羽当たりの収容面積、鶏をよく観察し、飼養スペースが適当であるかどうかを判断することが重要であること等

5 鶏舎の環境

① 熱環境

暑熱時、寒冷時に見られる行動、そのような行動が観察される場合には、断熱材の利用、換気に努めること等

② 換気

換気を行うことの必要性、特にアンモニア濃度の上昇は鶏の健康に悪影響を与えること等

③ 照明

飼料及び水の摂取等の行動を正常に行える明るさにすること等

④ 騒音

鶏舎内の設備等による騒音は、可能な限り小さくするとともに、絶え間ない騒音や突然の騒音は避けるよう努めること等

6 その他

① 設備の点検・管理

換気等の設備が正常に作動しているかどうかを少なくとも1日1回は点検すること等

② 緊急時の対応

火災、浸水、飼料供給の途絶等の緊急事態に対応するための危機管理マニュアルの作成が推奨されること、設備が自動化された鶏舎においては、停電時に備え、自家発電機を整備すること等

アニマルウェルフェアの考え方に対応した 豚の飼養管理指針について

第1 一般原則 【略】

第2 豚の飼養管理

1 管理方法

① 観察・記録

豚が快適に飼養されているかどうかを確認するための観察の必要性・重要性、観察する際のチェックポイント等

② 豚の取扱い

不要なストレスを与えたり、けがをさせないように丁寧に扱うこと、作業時や移動時の留意点等

③ 新生子豚の管理

新生子豚に歯切りや断尾、去勢が必要となる理由、尾かじり発生を未然に防止する方法、やむを得ず歯切りや断尾を行う際の留意点等

- ④ 個体識別
個体識別を行う理由とその方法、耳刻を行う際の留意点等
- ⑤ 離乳
離乳は、子豚及び母豚への影響が最小限になるよう十分に考慮して行うこと、
早期離乳は必要な設備及び技術を習得した者により実施することが望ましいこと等
- ⑥ 病気、事故等の措置
けがをしたり、病気にかかっているおそれのある豚は可能な限り迅速に措置を
行うこと、必要な場合は分離すること、著しい生育不良や虚弱な豚は安楽死も検
討すること等
- ⑦ 豚舎等の清掃・消毒
建物、器具の洗浄・消毒、清潔に保つことの必要性等
- ⑧ 有害動物等の防除・駆除
ネズミやハエ、カ等の有害動物を防除・駆除することの必要性等
- ⑨ 管理者等のアニマルウェルフェアへの理解の促進
豚にとって快適な飼養環境を整備することの重要性や必要性を理解し、豚の異
常等を発見した場合に速やかに改善対策を講じるよう努めること、豚の快適性を
高めるための飼養管理方式等の知識の習得に努めること等

2 栄養

① 必要栄養量・飲水量

発育段階等に応じた適切な栄養素を含んだ飼料を給与する必要性、留意すべき事項等

② 飼料・水の品質の確保

給餌器や給水器を定期的にチェック及び清掃すること、ネズミ、野鳥等の野生動物の侵入防止に努めること等

③ 給餌・給水方法

過剰な闘争が起こらないよう、給餌条件に応じて、全ての豚が必要な量を摂取できるよう十分なスペースの確保に努めること、給餌時間は、可能な限り同じ時間とすること等

3 豚舎

自然換気型豚舎、強制換気型豚舎の特徴、建設に当たって構造上配慮すべき事項等

4 飼養方式、構造、飼養スペース

① 飼養方式

単飼(ストール)方式、群飼方式、放牧方式の特徴等

② 構造

簡単に清掃・消毒ができ、交換が容易な材料を用いること、床の素材の選択に当たっての留意点等

③ 飼養スペース

豚をよく観察し、飼養スペースが適当であるかどうかを判断することが重要であること、育成・肥育豚、繁殖雌豚、種雄豚の飼養における留意点等

5 豚舎の環境

① 熱環境

暑熱時、寒冷時に見られる行動、そのような行動が観察される場合には、断熱材の利用、換気等に努めること、新生子豚は十分な保温対策が必要であること等

② 換気

換気を行うことの必要性、特にアンモニア濃度の上昇は豚の健康に悪影響を与えること等

③ 照明

飼料及び水の摂取等の行動を正常に行える明るさにすること、飼養者等が豚の状態を十分に観察できる照明を整備すること等

④ 騒音

豚舎内の設備等による騒音は、可能な限り小さくするとともに、絶え間ない騒音や突然の騒音は避けるよう努めること等

6 その他

① 設備の点検・管理

換気等の設備が正常に作動しているかどうかを少なくとも1日1回は点検すること等

② 緊急時の対応

火災、浸水、飼料供給の途絶等の緊急事態に対応するための危機管理マニュアルの作成が推奨されること、設備が自動化された豚舎においては、停電時に備え、自家発電機を整備すること等

おわりに

これまで、日本の生産者の方は、アニマルウェルフェアに全く配慮してこなかったの？

NO!

大多数の生産者の方は、これまでも家畜を大事に飼われてきています。

本飼養管理指針の普及により、さらに、生産者の皆さんが、家畜の快適性に配慮した、飼養管理を行っていただくことを期待しています。